

第55号議案

丹波少年自然の家事務組合の解散に関する協議について

地方自治法第288条の規定により、丹波少年自然の家事務組合を解散することについて構成団体と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月28日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

丹波少年自然の家事務組合の解散に関する協議書

西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、丹波市、丹波篠山市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、令和6年3月31日限り、丹波少年自然の家事務組合を解散する。

令和 年 月 日

芦屋市長 高島峻輔

参 照（第 5 5 号、第 5 6 号及び第 5 7 号議案）

地方自治法抜粋

（組合の種類及び設置）

第 2 8 4 条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

（第 3 項及び第 4 項省略）

（組織、事務及び規約の変更）

第 2 8 6 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第 2 8 7 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

（第 2 項省略）

（解散）

第 2 8 8 条 一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第 2 8 4 条第 2 項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（財産処分）

第 2 8 9 条 第 2 8 6 条、第 2 8 6 条の 2 又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。